

新居浜工業高等専門学校視聴覚教室管理運営規程

平成5年4月1日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）視聴覚教室の管理運営について必要な事項を定め、視聴覚教育の充実を図ることを目的とする。

(管理運営)

第2条 視聴覚教室の管理運営の責任者は、教務主事とする。

(使用の範囲)

第3条 視聴覚教室は、次の各号の一に該当する場合に使用することができる。

- (1) 視聴覚教室を使用する授業で、学期当初から授業時間割表に組み込まれているもの。
- (2) 前号以外の授業で、より教育効果を上げるため使用するとき。
- (3) 教育及び学術研究に関する資料を作成するとき。
- (4) 本校学生の課外活動で指導教員の指導のもとに使用するとき。
- (5) その他教務主事が必要と認めたとき。

(使用の手続)

第4条 視聴覚教室を使用しようとするときは、前条第1号の場合を除き、使用責任者が、別紙様式「使用許可願」を、使用しようとする日の3日前までに学生課教務係（以下「教務係」という。）を経て、教務主事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その都度教務主事が定める。

2 第3条第4号に基づき使用する場合は、事前に学生主事の承認を受けた上、前項の手続きを取らなければならない。

(使用時間等)

第5条 視聴覚教室の使用時間は、8時30分から17時までとする。ただし、教務主事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 視聴覚教室は、次の各号に掲げる日は使用することができない。ただし、教務主事が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、使用上の注意事項を遵守するとともに、教務係の指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 新居浜工業高等専門学校視聴覚教室管理運営細則（昭和49年細則第2号）は、廃止する。

別紙様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">視 聴 覚 教 室 使 用 許 可 願</p> <p style="margin: 5px 0;">新居浜工業高等専門学校教務主事 殿</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: center;">所属科課名</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: center;">使用責任者</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;">印</p> <p style="margin: 5px 0;">下記により使用したいので、承認をお願いします。</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: center;">記</p>			
使用日時	平成 年 月 日 ()	時限～	時限
		時 分～	時 分
使用目的			
学科学年		使用人員	名
指導教員名			
番号	使用	機 器 名	
1		O・H・P	
2		スクリーン	
3		暗 幕	
4		V・T・R No.1	
5		V・T・R No.2	
6		ワイヤレスマイクロホン	
7			
8			
9			
10			
備 考			

○記入上の注意

- (1) 使用欄に○印を付けること。
- (2) 特殊な使用、機器の持ち出し使用等については、備考欄に記入すること。

別紙様式

新居浜工業高等専門学校視聴覚教室使用上の注意事項

- 1 視聴覚教室を使用するにあたっては、教務係で出入口の鍵を借り受け、教室の設備・備品等の保存に十分留意すること。
- 2 使用を承認された機器以外のものは、使用してはならないこと。
- 3 視聴覚教室に設置してある機器は、許可を得ないで視聴覚教室以外に持ち出さないこと。
- 4 視聴覚教室内で備品等を移動した場合は、使用后必ず元の場所に戻しておくこと。
- 5 視聴覚教室を使用中に、機器の故障が生じた場合は、直ちにその機器の使用を中止し、教務係に連絡すること。
- 6 使用後は、必ずメインスイッチを切り施錠を確認して、鍵を返却すること。